大和市立文ヶ岡小学校いじめ防止基本方針

２０２３．１０

児童育成部　児童指導担当

１　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することの無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々とかかわり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

（いじめの禁止）

本校児童は、いじめを行ってはいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれを対処し、再発防止に努めます。

２　いじめの防止等に関する内容

（１）いじめの未然防止のための取組み

・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
・児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
・交流活動や行事等を通して保護者並びに地域住民、他機関と連携し、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
・いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
・校務の効率化を図ることで児童とかかわる時間を確保し、気になる変化に気付けるように努めます。

（２）いじめの早期発見のための取組み

・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対し、年２回アンケート調査を実施します。さらなる情報収集が必要と考えられる場合、担任と児童支援中核教諭で情報を共有し、聞き取りを行います。
・児童及び保護者がいじめに係る相談ができるよう、相談員を活用し、相談体制の整備を行います。
・相談・通報のあった事案は、「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努めます。
・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

（３）いじめの早期解決のための取組み

・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
・いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の家庭と連携して、問題をより良く解決するために取り組みます。
・いじめを受けた児童が、安心して学習するための措置を講じます。
・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
・いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を把握できるように努め、いじめの再発を防ぐよう指導を継続します。（※）
・インターネット上のいじめに対し効果的に対処できるよう、児童及び保護者に対し情報モラル教室や講演会を設定する等、必要な情報提供・啓発活動を行います。

※いじめの解消に向けた取組みの後は、次の２点に留意して見守りを続けます。
①いじめを受けた児童に対する行為が止んでいる状態が３ヶ月を目安に継続しているか。（いじめの被害の重大性から、学校判断によりさらに長期の期間を設定することができる。）
②いじめを受けた児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるか。（本人及び保護者との面談等で、確認する）

４　「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を常設し、適宜開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

（１）「いじめ対策委員会」の構成

管理職、総括教諭、児童支援中核教諭、教育相談コーディネーター、当該学年担任、児童指導担当教諭、養護教諭、

事態の規模や迅速な対応を考慮して、小委員会を開催することもあります。

（２）活動内容

・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

・いじめに関する相談・通報への対応

・いじめの事案への対応検討・決定

・いじめの事案の報告

５　重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

（１）「いじめ調査委員会」の構成

・管理職、大和市教育委員会指導主事、児童支援中核教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当教諭、養護教諭、

※　事案内容により構成員については大和市教育委員会と検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

・大和市教育委員会への調査結果報告

６　その他

いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を評価し、必要に応じて見直しをします。